

## はじめに

「ナイスハートバザール」は、全国の社会就労センターで生産・製造された製品を展示販売し、販路の拡大、障害者の工賃・賃金水準の向上を図るとともに、多くの市民の理解を深め、障害のある方々の社会参加を促進することを目的として、国際障害者年である昭和56年に始まりました。その後、全国ナイスハートバザールは国庫補助事業となり、都道府県単独のナイスハートバザールと併せて毎年全国各地で開催されています。

令和2年度は、当初、奈良県と徳島県で全国ナイスハートバザールを開催するとともに、8月にはナイスハートバザール担当者研修会の開催を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大により、残念ながら中止といたしました。そのような状況を受け、全国社会就労センター協議会 事業振興委員会では、令和2年度の国庫補助事業として、多くの社会就労センターで生産・製造された製品の販売促進のためのツールの開発に向けて検討を重ねました。その結果、本書『ナイスハートバザール成功のためのヒント～全国の好事例とアイデア～』を作成いたしました。

第1部では、北海道、宮城県、長野県、三重県、徳島県、長崎県、鹿児島県において開催されたナイスハートバザールの取り組み状況を紹介しています。会場での販売のようすなどをビジュアルで紹介しており、各道県の特徴をご覧いただけます。第2部では、ナイスハートバザールにおいて、多くの製品を販売するための実践的なアイデアを紹介しています。また、巻末企画「もしもプロの実演販売士が福祉施設製品を売ったら、どうなる？」では、プロの視点から販売の工夫やポイントを紹介しています。

本書の作成にあたり、事例をご紹介いただきました7道県の社会就労センター協議会の皆さま、巻末企画にご協力いただきました社会福祉法人共生社 あじさい学園をはじめ、ご協力いただきました皆さまに改めてお礼申し上げます。

平成25年4月1日には、「国等による障害者就労支援施設等からの物品などの調達推進などに関する法律（以下、優先調達推進法）」が施行されました。全国社会就労センター協議会および日本セルプセンターでは、優先調達推進法の公布日である6月27日を「優先調達推進法の日」、6月20日から7月20日を「同月間」と定め、周知・啓発を行っています。優先調達推進法の目的は、社会就労センターへの発注の拡大、利用者の工賃・賃金向上です。本書を活用し、ナイスハートバザールがより盛況となり、優先調達推進法の理念が多くの市民に浸透し、障害のある方々の社会参加が一層促進されることを願っています。

全国社会就労センター協議会  
会長 阿由葉 寛